

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.8
【根拠条文】	法第27条の26第21項第2号
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	フィデリティ投信株式会社 代表取締役 コルビー・ベンゾーン
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木七丁目7番7号
【報告義務発生日】	令和8年1月30日
【提出日】	令和8年6月5日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	単体株券等保有割合が1%以上増加したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 アルバック
証券コード	6728
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	エフアイエル インベストメンツ インターナショナル(FIL Investments International)
住所又は本店所在地	英国サリー州タドワース、ローワー・キングスウッド、ミルフィールド・レーン、ビーチ・ゲート(郵便番号 KT20 6RP)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和54年9月13日
代表者氏名	ロマン・ボシェ (Romain Boscher)
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資運用業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	フィデリティ投信株式会社 業務部 レギュラトリーリポーティング ユ アリナ
電話番号	(03) 4560 - 5096

## (2)【保有目的】

顧客の財産を投資信託約款および投資一任契約等に基づき運用するために保有しております。  
 なお、当該有価証券の名義人は当社ではなく、顧客又は顧客が選択したカスタディアンバンク若しくは信託銀行等となります。

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			3,954,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 3,954,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3,954,500
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		0

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年1月30日現在）	V	49,355,938
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		8.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		6.54

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

## 2 【提出者（大量保有者） / 2】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	エフアイエル インベストメント アドバイザーズ ユーケー リミテッド (FIL Investment Advisors (UK) Limited)

住所又は本店所在地	英国サリー州タドワース、ローワー・キングスウッド、ミルフィールド・レーン、ビーチ・ゲート(郵便番号 KT20 6RP)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和59年3月22日
代表者氏名	ロマン・ボシェ (Romain Boscher)
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資運用業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	フィデリティ投信株式会社 業務部 レギュラトリーリポーティング ユ アリナ
電話番号	(03) 4560 - 5096

## (2) 【保有目的】

<p>投資管理業務または投資助言業務に基づき、当該有価証券に係る投資判断、投資指図又は投資助言を行うために保有しております。</p> <p>なお、当該有価証券の名義人は当社ではなく、顧客又は顧客が選択したカストディアンバンク若しくは信託銀行等となります。</p>
---

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			59,600
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 59,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		59,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年1月30日現在)	V	49,355,938
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.12
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.12

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

(1) エフアイエル インベストメンツ インターナショナル(FIL Investments International)

(2) エフアイエル インベストメント アドバイザーズ ユーケー リミテッド (FIL Investment Advisors (UK) Limited)

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			4,014,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L

対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 4,014,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,014,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

## (2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年1月30日現在)	V	49,355,938
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		8.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.15

## (3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
エフアイエル インベストメンツ イン ターナショナル(FIL Investments International)	3,954,500	8.01
エフアイエル インベストメント アドバ イザーズ ユーケー リミテッド (FIL Investment Advisors (UK) Limited)	59,600	0.12
合計	4,014,100	8.13